

課税標準の特例

地方税法(以下「法」という。)第349条の3及び附則第15条、旧法附則第64条の規定により次の償却資産(抜粋)については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に該当条項を記載し、添付書類とともに提出してください。

次の課税標準の特例措置は、代表的なものを抜粋し掲載しています。

課税標準の特例適用資産(抜粋)

令和5年9月現在

該当条項	設備等の種類	取得時期	適用期間	特例率	添付書類	
法附則第25条	太陽光発電設備(固定価格買取制度の認定を受けておらず、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した発電設備が対象)(第1号イ関係)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	取得後 3年度分	2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが確認できる書類(写)と竣工日を確認できる書類等	
	風力発電設備(固定価格買取制度の認定を受けた発電設備が対象)(第1号ロ関係)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	取得後 3年度分	2/3	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写)、電力受給契約書等竣工日を確認できる書類	
	地熱発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備(固定価格買取制度の認定を受けた発電設備が対象)(第3号関係)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	取得後 3年度分	1/2	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写)、電力受給契約書等竣工日を確認できる書類	
第15条 第32項	企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が、児童福祉法に規定する業務を目的とする施設のうち、当該補助に係るものの用に供する土地、家屋及び償却資産	平成29年4月1日 ～ 令和6年3月31日	取得後 5年度分	1/2	児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、県知事に提出した届出書(写)、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証する書類(写)等	
第45条	資本金額1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)が同計画に基づき取得した設備	賃上げ方針の表明 無	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	取得後 3年度分	1/2	先端設備導入に係る認定申請書(写)、認定支援機関による事前確認書(写)、投資計画に関する確認書(写)、当市産業政策課による先端設備等導入計画に係る認定書(写)
		賃上げ方針の表明 有	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	取得後 5年度分	1/3	上記の書類及び 従業員に対する賃上げ方針の表明が確認できる書類
旧法附則第64条	資本金額1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)が同計画に基づき取得した設備	令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日	取得後 3年度分	零	先端設備等導入に係る認定申請書(写)、認定支援機関による事前確認書(写)、工業会等による生産性向上要件証明書(写)、当市産業政策課による先端設備等導入計画に係る認定書(写)	
法第349条の3	第27項、第29項	児童福祉法に規定する認可(家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業(利用定員5人以下))を受けた者が、直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		平成28年 ～	1/2	各事業の認可を受けたことを証明する書類(写)等 ※未認可施設の場合は、地方公共団体に提出した届出書(写)等

※特例の適用となるものは、各項目のうち政令又は総務省令で定められたものに限ります。

※特例の適用は、毎年の税制改正によって新設、廃止、縮減・拡張されますが、旧法第349条の3及び旧法附則第15条、旧法附則第64条に該当する資産で一部従前のまま適用されるものがあります。

※法附則第15条第45項は、「従業員に対する賃上げ方針の表明が確認できる書類」の添付の有無により特例適用期間及び特例率が変わります。

※なお、これらの特例措置は、法令の改正等により内容が変更される場合があります。